雇用保険受給者の皆さまへ
緊急事態宣言の解除に伴う失業の認定手続きについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ハローワークでの失業の認定手続きは以下のとおりとなります。今回の手続きは期間を限定とした取扱いとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。（令和２年９月30日までに失業認定日が指定されている受給者の方が対象となります）

１　認定日の取扱いについて

通常、基本手当を受けるために、原則として4週間（28日）に1回、ハローワークが指定した日（失業認定日）に来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを申告いただく必要があります。

ただし、感染予防等の観点から、郵送での認定を希望する方は、郵送による証明認定を行うことができますので、以下によりお願いします。

【送っていただくもの】

①雇用保険受給資格者証
②失業認定申告書
③本人宛返信用封筒
④不足書類（写真など）があった方は、一緒に送付してください。
※郵送事故防止のため、特定記録などでご郵送いただきますようお願いします。

【留意事項】

①「雇用保険受給者のしおり」のP12～P15をご確認いただき、記入漏れがないよう注意してください。
②日付は指定された失業認定日の日付を記入していただき、認定日当日以降7日以内の消印にて郵送してください（認定日の日付より前にはご提出いただけません）。ハローワークで失業認定及び基本手当振込等の処理を行い郵便にて返送します。
③失業認定申告書の備考欄に、**「新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」**と必ず記入して ください。また、記載内容についてお電話で確認させていただくことがありますので、「日中連絡がつく電話番号」を記入してください。

２　求職活動の取扱いについて

基本手当の支給を受けるためには、前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間中に、求職活動を2回以上行うことが必要となります。

ただし、感染防止のため求職活動が行えなかった場合には失業給付金を受けることができますので、失業認定申告書の3欄の（イ）に〇をし、**「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった」**と記入してください（令和2年9月30日までの期間が今回の認定期間に含まれている方）。

ハローワークへ来所される際には、十分な感染予防対策をお願いします。
ご不明な点がございましたら、管轄ハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省・長野労働局・ハローワーク

020801